

(公 印 省 略)
答 申 第 1 5 3 号
令 和 5 年 6 月 2 3 日

兵 庫 県 知 事 齋 藤 元 彦 様

情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 中 川 丈 久

保 有 個 人 情 報 の 部 分 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求
に 対 す る 決 定 に つ い て (答 申)

令 和 4 年 10 月 24 日 付 け 諮 問 第 85 号 で 諮 問 の あ っ た 下 記 の 保 有 個 人 情 報 に 係 る 標 記
の こ と に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

記

土 木 事 務 所 が 保 有 す る 物 件 等 評 価 調 書

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示とした決定は、妥当である。

第2 経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和4年8月4日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成8年条例第24号。以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年8月16日、実施機関は、本件開示請求に対し、特定工事に係る物件調査に係る物件の評価調書（以下「本件対象保有個人情報」という。）のうち、評価額の内訳欄記載の各金額及び評価額合計欄の合計金額について非公開とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和4年8月24日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県知事に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年10月24日、実施機関は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、すべての開示を求める。

2 本件審査請求の理由等

条例第16条第7号に該当しないと思われる。

補償額の提示のために家屋調査が行われ、その結果が開示されると思い審査請求人は調査に応じたが、すべて開示されなかった。

請求人は別業者に家屋改修の見積もり依頼をし、改修の概算費用を知ったため、部分開示とする理由がない。

実施機関の弁明では、「権利者に不信感を抱かせることになって事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とあるが、逆に請求人にとっては部分開示により、より不信感を抱くようになった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の原因は、以下のとおり要約される。

1 不開示理由について

実施機関では、特定工事の特定工区を施行している。本件対象保有個人情報、仮に請求人の自宅の一部又は全部の移転によって機能回復を図るとした場合の費用の概算金額を調査積算したものであるが、実施機関において他の補償案を含めて検討の上、実際に提示した補償案を選定した。

本件対象保有個人情報のうち、不開示としたのは他の補償案の概算金額の部分である。実施機関は、これら他の補償案の概算金額とも比較した上で、公平かつ合理的な補償金額を決定したものである。

一般に、権利者への補償交渉においては、公共事業の施行に伴う損失補償基準等の関係規定に基づいて決定した補償の内容を権利者に提示するが、同一の補償対象物件について複数の補償方法が考えられる場合、どの補償方法を選定して提示するかは妥当性や経済合理性等の観点によって判断するところであり、提示しなかった他の案が補償の内容を権利者と契約する前に権利者へ知られることとなれば、権利者に不信感を抱かせることとなって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第16条第7号に該当する。

なお、開示請求当時には、権利者との補償契約の事務支障となるため、部分開示としたが、現在は契約済みのため部分開示とした理由は解消しており、全部開示することが可能である。

2 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報について実施機関の行った本件処分は、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、実施機関は、条例第16条第7号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、全部開示を求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

実施機関が条例第16条第7号に該当するとして不開示とした部分は、審査請求人との補償契約を締結する前に審査請求人に提示する補償内容を選定するために実施機関において実施した複数の補償方法による概算金額である。

実施機関は、当該概算金額との比較検討の上、審査請求人に提示する補償内容を決定しており、本件処分の時点では審査請求人と補償契約の締結に至っておらず、審査請求人に提示する補償内容を検討している段階にあったと認められる。

この段階において、当該概算金額に係る部分を実施機関が補償契約の相手方に開示することになると、実施機関において公平かつ合理的な補償金額を決定することができなくなることとなり、補償契約の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第16条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日(受領日)	経 過
令和4年10月24日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和4年11月15日	・ 審査請求人からの意見書を受領
令和5年5月29日 第1部会(第92回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年6月19日 第1部会(第93回)	・ 審議
令和5年6月23日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代